



開催日時 令和元年12月20日(金曜日)
午前10時〔開場:午前9時30分〕

開催場所 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡8階 彩雲の間

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 当社役職員に対するストックオプション発行の件

目次	●株主の皆さまへ	1
	●事業概況	2
	●事業の内容	3
	●第31回定時株主総会招集ご通知	4
	●株主総会参考書類	7
	●事業報告	20
	●計算書類	38
	●監査報告書	50
	●ご参考	52
	●株主総会会場のご案内	

第31回 定時株主総会 招集ご通知

企業理念

経営理念 -Mission-

お客さまには最高の満足と信頼を
社員には幸せと未来への夢を
私たちは社会に貢献する企業として
限りなく幅広い発展をめざします

ビジョン -Vision-

世界中の人々の健やかで
心豊かな暮らしを創造します

バリュー -Value-

感動創造
creating inspiration

コーポレートメッセージ

未来をつくる、新しいをつくろう。



ロゴマークに込めた思い

社名の頭文字を基調とした「S」には、SATISFACTIONー 最高の顧客満足ーを実現させたいという想いを込めています。 また、コーポレートカラーである「赤色」は、理念の実現に向けたバリューである『感動創造』への熱い情熱と使命感を表しています。 さらに、ビジョンである『世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造する』という想いを、地球と同じラインを使って表現しています。

株主の皆さまへ



新日本製薬 株式会社
代表取締役社長

後藤 孝洋

データベースマーケティングによる 美と健康のライフスタイル創造カンパニーへ

創業以来、新たな価値を創造することをテーマに、ヘルス&ビューティーの領域で“新しいライフスタイルの提案”を主軸に事業を行ってまいりました。「お客さまの最高の満足を追求し、本当に喜んでいただける製品・サービスをお届けしたい」という創業時からの想いは今もなお変わることはありません。

現在では、「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンのもと、培ってきたマーケティング力とデータベースを商品開発やサービス開発に活用するとともに、国内外でチャンネルを問わずお客さまへ快適なライフスタイルを提案し、お客さまの最高の満足を追求しています。

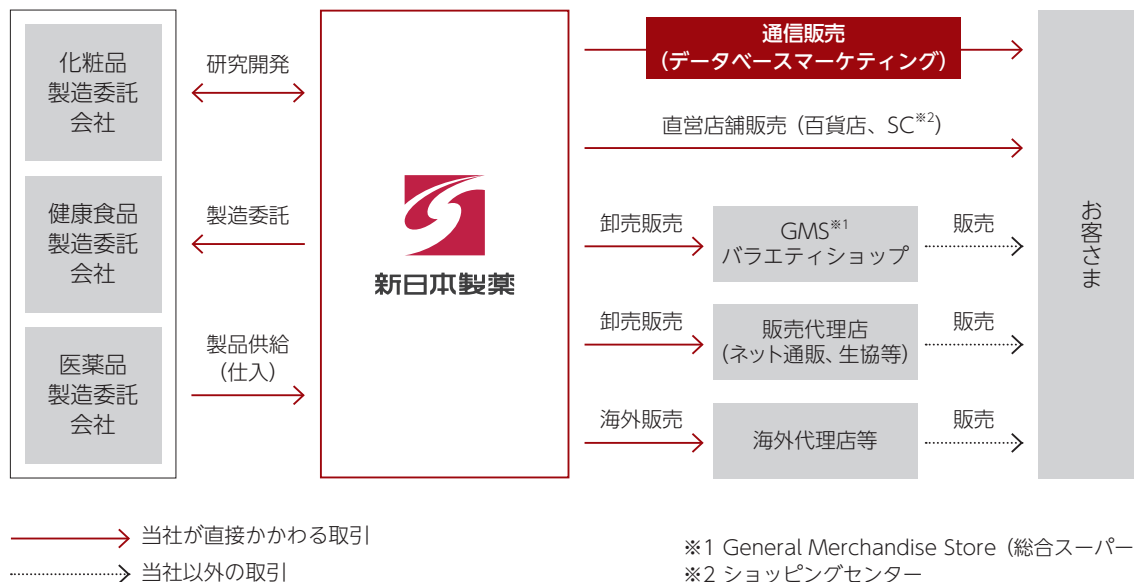
人生100年といわれる現代。新たなテクノロジーの誕生によって、加速度的に変化・進化する社会の中で、従来の「美」や「健康」そのものへの価値観も変化し、お客さまのニーズは多様化しています。そうした背景の中、お客さまの人生を豊かにする製品・サービスを提供し続け、“社会から必要とされ続ける会社”であることが当社の存在意義だと考えています。同時に社員の幸せを追求し、パートナー企業、地域社会そして株主の皆さまに貢献出来るように、これからも新日本製薬は新たな価値を創造し続ける企業として無限の可能性に挑戦を続けてまいります。

事業概況

当社は「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンを掲げ、その実現に向け、「One to One health & beauty-care.」という事業領域において、化粧品、健康食品及び医薬品の商品開発、販売を行っています。当社は、上記のビジョンに基づき、お客さまが抱える美と健康に関するお悩みにお応えすることをめざし、通信販売を主軸に各販売チャネルを通じて事業を展開しております。また、コールセンターのコミュニケーターや直営店舗のビューティーアドバイザーは、お客さまのニーズやお悩みに合わせ、お客さま一人ひとりに合った商品のご提案と様々なサポートを行っています。お客さまとの取引の中で、お電話やオンラインショップでお客さまから直接頂いた生の声や商品購入実績等の情報は、当社のデータベースに蓄積し、厳正に管理しています。当社では、それらの情報を活かしながら、お客さまのニーズや嗜好にマッチした商品開発、サービス提供を行っています。

当社の事業系統図は以下の通りであります。

ドメイン/事業領域 **One to One health & beauty-care.**



事業の内容

当社の基礎化粧品は、ブランド名「PERFECT ONE」として、オールインワン美容液ジェル、化粧水、クレンジング・洗顔等をシンプルスキンケア商品として展開しております。主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地の6役を1品で果たすシンプルスキンケア商品として、現在では機能や使用感の異なるタイプをラインナップし、販売しております。

栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするために、健康食品や医薬品を展開しております。



化粧品の主なラインナップ



健康食品の主なラインナップ



医薬品の主なラインナップ

通信販売では、広告等を見てお問い合わせいただいた方々に対し、コールセンターのコミュニケーターにて注文を受けるとともに、コールセンターより商品の提案と様々なサポートを行っており、当社のオンラインショップでの販売も行っております。

また、化粧品及び健康食品を百貨店やショッピングセンターへ出店している直営店舗での対面型販売、GMSやバラエティショップ、販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。

海外では、台湾市場で通信販売、香港市場で店舗販売、中国市場で越境EC、タイ市場及びシンガポール市場で店舗販売を展開しております。



コールセンターの業務風景



直営店舗の風景



取扱店(卸売販売)のイメージ



JAPAN INBOUND FESTIVALにて

証券コード 4 9 3 1

令和元年12月2日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

新日本製薬株式会社

代表取締役社長 後 藤 孝 洋

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年12月19日（木曜日）午後5時50分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和元年12月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第31期（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 当社役職員に対するストックオプション発行の件 |

以 上

お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の2つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時

令和元年12月20日（金曜日）

午前10時開催

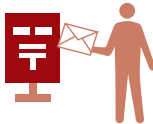
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。



当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

令和元年12月19日（木曜日）

午後5時50分必着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

こちらを切り取って
ご返送ください。



議決権行使書の ご記入方法

議決権行使書

株主番号

議案

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
議決権行使欄	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

お 願 い

賛成の場合：「賛」の欄に○印
否認の場合：「否」の欄に○印

第3号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
全員否認の場合：「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合：「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案・第4号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 否認の場合：「否」の欄に○印

第3号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を否認する場合：「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭

配当総額 378,197,750円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年12月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社において今後柔軟な資金調達を可能にするため、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を増やすものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000万株</u> とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から取締役を3名増員し、あらためて取締役6名を選任いたしたく、その承認をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	候補者名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1 再任	ごとう たか ひろ 後 藤 孝 洋	代表取締役社長	100% (22回/22回) 14年
2 再任	ふく はら みつ よし 福 原 光 佳	取締役	100% (22回/22回) 3年
3 新任 社外	は とり せい いち ろう 羽 鳥 成 一 郎	—	—
4 新任 社外	た がみ かず ひろ 田 上 和 宏	—	—
5 再任 社外 独立	かき お まさ ゆき 柿 尾 正 之	取締役（非常勤）	100% (22回/22回) 2年2か月
6 新任 社外 独立	むら かみ はる き 村 上 晴 紀	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 羽鳥成一郎、田上和宏、柿尾正之及び村上晴紀の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、柿尾正之氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、本議案において村上晴紀氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出する予定であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)社外取締役候補者が当社の社外取締役としての最後の任期中に、当社で法令・定款違反の事実その他不当な業務執行が行われた事実、ならびに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為について
- 柿尾正之氏が当社の社外取締役として在任中、当事業年度において発覚した当社元取締役による不正行為（当社元取締役が業務関連性のない支出を経費として当社に請求し、同支出相当額を当社より受領していた件）について、同氏は当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。判明後は取締役会等において再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしております。
- (2)責任限定契約の内容の概要
- 柿尾正之氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案において村上晴紀氏の選任を承認いただいた場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者
番 号

1

再 任

ご とう たか ひろ
後 藤 孝 洋

昭和46年 1 月16日生

所有する当社株式の数
890,000株

略歴、地位及び担当

平成 7 年 7 月 株式会社新日本リビング（現当社）入社
平成 10 年 9 月 当社部長
平成 17 年 12 月 当社代表取締役社長（現任）
平成 26 年 4 月 株式会社新日本ホールディングス（現当社）取締役
平成 28 年 3 月 株式会社新日本医薬（現当社）代表取締役社長

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

後藤孝洋氏は、入社以来、営業、広告企画などの部門を経て、当社の主力商品であるオールインワンジェルの開発に携わるなど、多岐にわたり当社の成長に大きく寄与してまいりました。その実績を勘案し、平成17年12月に代表取締役に就任しております。当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者
番 号

2

再 任

ふく はら みつ よし
福 原 光 佳

昭和47年 3 月18日生

所有する当社株式の数
46,500株

略歴、地位及び担当

平成 3 年 5 月 有限会社丸勘運輸入社
平成 6 年 5 月 株式会社コスミック（現 夢みつけ隊株式会社）入社
平成 17 年 5 月 株式会社ホット・コミュニケーション 取締役
平成 22 年 4 月 株式会社JIMOS入社
平成 25 年 4 月 当社入社
平成 25 年 4 月 当社ダイレクトマーケティング事業部次長
平成 26 年 4 月 当社マーケティング事業部次長
平成 27 年 4 月 当社通販事業本部部長
平成 28 年 10 月 当社通販事業部部長
兼 ビジネスプロモーション事業部部長
平成 28 年 12 月 当社取締役通販事業部部長
平成 31 年 2 月 当社取締役執行役員営業部部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

福原光佳氏は、入社後、これまでの経験を活かし当社での通販事業モデルの再構築を主導し、当社の基幹事業である通販事業を軌道に乗せた実績を勘案し、取締役役に就任しております。これまでの知見、経験及び実績をふまえ、当社のさらなる成長に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

3

新任

社外

は とり せい いち ろう
羽 鳥 成 一 郎

昭和29年6月25日生

所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当

昭和 57 年 9 月 エイボン・プロダクツ株式会社入社
平成 12 年 7 月 日本ロレアル株式会社 百貨店向ブランド事業部長
平成 17 年 6 月 エスエス製薬株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者
平成 23 年 1 月 エイボン・プロダクツ株式会社 代表取締役社長
平成 24 年 5 月 Kowa Health Care America, Inc. CEO
平成 29 年 9 月 Zeria USA, Inc. CEO

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

羽鳥成一郎氏は、長年にわたり、製薬・化粧品会社の経営や海外事業の立上げに携わってきた経験から、海外事業や新規事業の立上げに関する豊富で幅広い知見を有しております。これらの知見を活かし、当社の海外事業や新規事業の立上げの加速、および既存事業のさらなる強化に貢献することができると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

新任

社外

た がみ かず ひろ
田 上 和 宏

昭和48年1月7日生

所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当

平成 8 年 4 月 日本電信電話株式会社入社
平成 12 年 4 月 株式会社NTTドコモ入社
平成 19 年 10 月 日本アジア投資株式会社 シニアマネージャー
平成 20 年 11 月 株式会社イクヨ 非常勤取締役
平成 21 年 4 月 株式会社エヌヴィ・コミュニケーションズ 非常勤取締役
平成 22 年 7 月 株式会社イクヨ出向 常勤取締役
平成 23 年 9 月 株式会社ドリームインキュベータ入社
平成 25 年 10 月 同社マネージャー
平成 27 年 9 月 株式会社ボードウォーク出向 取締役COO
平成 27 年 10 月 株式会社ドリームインキュベータ シニアマネージャー
平成 30 年 5 月 株式会社V・ファーレン長崎 執行役員

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

田上和宏氏は、経営、企業再生、M&A、事業投資に関する豊富な経験を持ち、IT、デジタルを活用した事業にも知見を有しております。これらの見識が、当社の財務基盤の強化、調達資金の投資・運用による事業の強化、ひいてはガバナンスの強化に貢献することができると判断しましたので、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

再任

社外

独立

かき お まさ ゆき
柿 尾 正 之

昭和29年5月9日生

所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当

昭和53年9月 株式会社サーク入社
昭和61年4月 一般社団法人日本通信販売協会
(現 公益社団法人日本通信販売協会) 入局
平成14年5月 同協会理事・主幹研究員
平成17年7月 日本ダイレクトマーケティング学会 理事 (現任)
平成28年7月 株式会社コアフォース 社外取締役 (現任)
平成28年12月 合同会社柿尾正之事務所設立 代表社員 (現任)
平成29年4月 一般社団法人通販エキスパート協会 理事 (現任)
平成29年6月 株式会社ディーエムエス 社外取締役 (現任)
平成29年10月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

合同会社柿尾正之事務所
代表社員

株式会社コアフォース
社外取締役

株式会社ディーエムエス
社外取締役

社外取締役候補者とした理由

柿尾正之氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること及び通信販売分野における豊富な見識と経験を有していると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

新任

社外

独立

むら かみ はる き
村 上 晴 紀

昭和28年4月8日生

所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当

昭和52年4月 カネボウ化粧品株式会社入社
平成11年10月 鐘紡株式会社 化粧品宣伝グループ統括マネージャー
平成13年4月 同社化粧品宣伝グループ統括マネージャー
兼 総合宣伝グループ統括マネージャー
平成14年6月 同社化粧品広報宣伝室長 兼 総務・広報室副室長
平成16年5月 株式会社カネボウ化粧品
マーケティング本部コミュニケーション室長
兼 コーポレートデザイングループ統括マネージャー
平成16年10月 株式会社ファンケル 執行役員マーケティング本部長
平成20年6月 同社取締役執行役員健康食品カンパニー長
平成23年6月 同社取締役常務執行役員
コーポレートコミュニケーション本部長
平成25年3月 同社取締役常務執行役員ヘルスカンパニー長
平成26年6月 同社顧問

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

村上晴紀氏は、長年にわたり化粧品・健康食品の宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験をもち、化粧品業界、健康食品業界における豊富な知識と見識を有しております。以上のことから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

第4号議案 当社役職員に対するストックオプション発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の理由等により当社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものです。

また、当社の取締役の報酬額は、平成28年6月20日開催の当社第27回定時株主総会において、報酬額を年額2億円以内とご承認いただき、今日にいたっておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役に対し報酬等として、1億2千万円以内（うち、社外取締役2千万円以内）の範囲で新株予約権を割り当てることにつきましても、併せてご承認をお願いするものです。

なお、割当の対象となる取締役は、本株主総会における第3号議案（取締役6名選任の件）が原案どおり可決された場合、代表取締役を除く常勤取締役3名（うち社外取締役2名）となります。

記

1. 有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の代表取締役を除く常勤取締役及び従業員に対して、その受ける利益と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、割当の対象となる取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため。

2. 新株予約権の上限

2,300個を上限とする。

このうち、取締役に付与する新株予約権は921個（うち、社外取締役152個）を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 1 円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の①、②、③、④または⑤のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記11.(1)から(3)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取り扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ② 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果、1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ① 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで：割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
- ② 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで：割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数（ただし、①に定める数を含むものとする）
- ③ 令和5年10月1日以降：割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数（ただし、①および②に定める数を含むものとする）

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

1 2. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

1 3. 新株予約権証券を発行する場合の取り扱い

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善を背景に、個人消費は堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、消費増税や諸外国経済の政情不安などから、先行きの不透明感は高まっております。

このような状況のもと、当社は、「One to One health & beauty-care.」の事業領域において、中期的な経営方針として掲げるパーフェクトワンブランドのさらなるスタンダード化、ヘルスケア領域での新たなスタンダードの提案、ITとヒトによるオンライン・オフラインタッチポイント(顧客接点)の拡充、海外展開の加速及び将来の成長を支える経営人材の育成に関する取り組みを進めてまいりました。

また、当社は、企業としての価値と信頼を高め、さらなる企業成長を実現するため、令和元年6月27日に東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場いたしました。

今後は、東京証券取引所マザーズ市場の上場企業として、さらに社会的責任を自覚するとともに、事業の成長を通じて、株主の皆さまからのご期待に応えられるよう努めてまいります。

当事業年度におきましては、主力の通信販売を中心に、化粧品のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズが好調な販売を維持し、そのなかでも、美白有効成分を配合した「パーフェクトワン 薬用ホワイトニングジェル」が前事業年度に引き続き、売上拡大を牽引しました。また、通信販売では前述したパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズをご利用の皆さまに、冬季限定商品である夜用の高保湿クリームや春先から夏季を中心に需要が高まる日焼け止め、季節限定商品等を組み合わせたコフレやセット及びヘルスケア商品などの併売促進を強化し、加えて、消費増税前の駆け込み需要の影響もあり売上高は順調に拡大しました。また、第3四半期からは、当社商品を定期購入いただくお客さまにご負担いただく送料の一部見直しを行い、物流コスト低減の取り組みを進めております。直営店舗販売・卸売販売につきましては、バラエティショップを中心に取扱店舗を増やし、売り場の拡大施策を進めた結果、売上高は順調に推移しております。また、訪日外国人向けの施策として、銀座三越、福岡空港国際線、函館空港及び成田空港への免税店の出店（銀座三越及び福岡空港国際線への出店は期間限定）などの取り組みを進めております。海外販売につきましては、中国での展示会イベントへの出店、台湾の新光三越への期間限定ショップの開設及びSNSを活用したライブコマース等のプロモーション施策による認知向上に

継続的に取り組んでおり、売上高は順調に推移しております。

以上の結果、当社の売上高は33,570百万円（前事業年度比 7.6%増）、営業利益は2,864百万円（前事業年度比 14.9%増）、経常利益は2,828百万円（前事業年度比 13.1%増）、当期純利益は1,824百万円（前事業年度比 4.1%増）となりました。

なお、当社の事業セグメントは、化粧品、ヘルスケアに関する商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売であります。直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報として重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

当事業年度末における総資産は18,575百万円となり、前事業年度末に比べ9,084百万円増加となりました。これは主に、現金及び預金の増加7,621百万円、売掛金の増加814百万円、投資その他の資産の投資有価証券の増加327百万円及び敷金の増加122百万円等によるものであります。

負債は5,817百万円となり、前事業年度末に比べ517百万円増加となりました。これは主に、買掛金の増加55百万円、未払法人税等の増加529百万円及び長期借入金の減少173百万円等によるものであります。

純資産は12,758百万円となり、前事業年度末に比べ8,566百万円増加となりました。これは主に、新株予約権の権利行使による資本金の増加2,880百万円、資本準備金の増加2,880百万円、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う資本金の増加696百万円、資本準備金の増加696百万円、当期純利益の計上1,824百万円及び配当金の支払いによる減少353百万円によるものであります。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において当社が実施いたしました設備投資等の総額は444百万円であり、その主なものは販売管理システムに関する投資93百万円、事業部体制強化に伴う本社のレイアウト変更に関する投資86百万円、サーバー設備に関する投資47百万円、直営店舗の什器等に関する投資45百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中において実施をした資金調達の状況は以下のとおりであります。

① 新株予約権による資金調達

当社は、平成31年3月に第1回新株予約権(ストックオプション)の全部行使により、5,760百万円の資金調達を実施しました。

② 新株発行による資金調達

当社は、令和元年6月の東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、公募増資により405百万円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により987百万円の資金調達を実施しました。

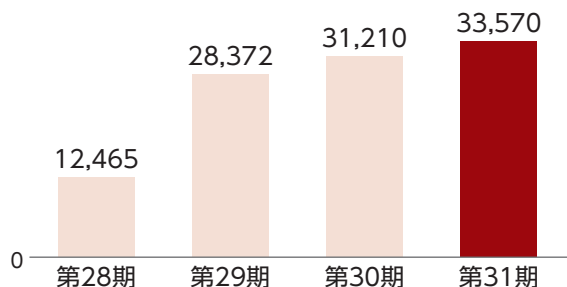
(4) 財産及び損益の状況

区 分		第28期	第29期	第30期	第31期
		(平成28年9月期)	(平成29年9月期)	(平成30年9月期)	(当事業年度) (令和元年9月期)
売上高	(百万円)	12,465	28,372	31,210	33,570
経常利益	(百万円)	839	2,275	2,499	2,828
当期純利益	(百万円)	715	1,477	1,751	1,824
1株当たり当期純利益	(円)	71.52	147.69	174.46	113.99
総資産	(百万円)	7,379	8,560	9,491	18,575
純資産	(百万円)	2,583	2,685	4,191	12,758
1株当たり純資産額	(円)	252.67	261.97	409.58	590.37

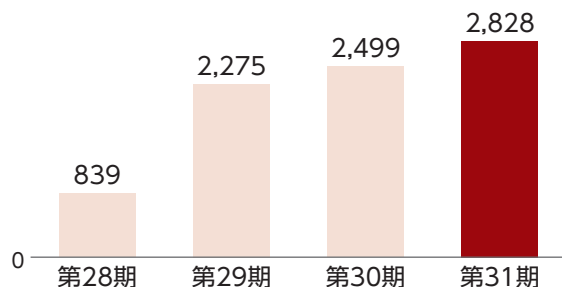
- (注) 1. 第28期は、決算期変更により、平成28年4月1日から平成28年9月30日までの6ヶ月間となっております。
2. 当社は、平成29年9月1日付で普通株式1株につき250株の株式分割、平成31年3月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。なお、第28期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人 トーマツの監査を受けておりません。
3. 第30期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を早期適用したため、第29期については、遡及適用後の数値を記載しております。

当事業年度の業績

売上高（単位：百万円）



経常利益（単位：百万円）



(5) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① ブランド及び商品の開発

当社は、パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズの販売を中心に事業を展開しており、当社の主力商品となっております。平成18年の発売から13年間、多様化する女性の生き方を応援するスキンケアとして、時代に合わせて改良を重ね、現在では機能の異なる5タイプ（一部店舗のみで取り扱う商品を含む）をラインナップしております。今後は、パーフェクトワンブランドに続く第二、第三の柱となるブランドや商品の開発とその育成が課題と認識しているため、新たな世代をターゲットにしたスキンケア、メンズライン、ヘルスケア商品及びブランドの開発に向けた研究開発や商品開発に継続的に取り組んでおります。

② 新規顧客の開拓

当社は今後の業績拡大に向けて、当社が展開するブランド及び商品を新たに購入いただける新規顧客を獲得していくことが課題と認識しております。そのために当社では、マスメディア(テレビインフォマーシャル、新聞広告、インターネット広告等)を活用した新規顧客獲得に継続的に取り組むと同時に、SNS等の新たなメディアを活用した新規顧客獲得に取り組んでおります。

③ リピート顧客の継続利用の促進

当社は、既存のお客さまだけでなく、幅広い年齢層の方や男性等、より多くの方々に当社の商品をご利用いただくための販売促進を行っております。このような方々にリピート顧客として、当社のブランド及び商品を継続利用していただくことが課題と認識しております。そのために当社では、毎月指定された日に定期的に商品をお届けする定期購入サービスの導入、累計購入金額に応じてステージアップするステージ制度の導入やシステム強化による販促効率の向上等、リピート顧客の継続的な獲得に向けた取組みを進めており、また、アプリを活用した新たなコミュニケーション方法の開発に着手しております。

④ 販売チャネルの拡大

当社は、通信販売（自社オンラインショップでの販売も含む）を始め、直営店舗販売、卸売販売、海外販売等、より多くのお客さまにご利用いただくため、販売チャネルの拡大を図ってまいりました。今後も、より多くのお客さまにお求めいただける環境を作り続けることが課題と認識しており、各販売チャネルの拡大に積極的に取り組んでまいります。具体的には、ECについて、新たな媒体の開発や売り方開発を進めております。また、海外展開について、既存の進出エリア以外への市場ニーズや動向を把握するための調査を実施しております。

⑤ 新規事業の創出と確立

当社は、今後の継続的な成長を実現するために、これまでに培ってきたデータベースマーケティングのノウハウと商品企画力を活用し、お客さまとの関係性を活用できる新たな事業を開発、成功させることが課題と認識しております。

⑥ 人財の確保、育成

当社は、経営理念(MISSION)に続くビジョン(VISION)、バリュー(VALUE)を経営の基本方針の柱として事業活動を行っております。今後の継続的な成長を実現するにあたり、人財の確保及び育成を重要な課題と認識しております。そのために当社では、福利厚生制度の充実や職場環境の改善に取り組み、全ての社員が経営理念に基づく事業活動を実践するために、理念研修等を開催し、経営理念に基づく事業活動を実践する人財の育成に取り組んでおります。

⑦ コーポレートガバナンスのさらなる強化

当社は、当事業年度において発覚した当社元取締役による不正行為(当社元取締役が業務関連性のない支出を経費として当社に請求し、同支出相当額を当社より受領していた件)について、調査委員会による調査結果を踏まえ、以下の再発防止策を策定しております。

- ・役員におけるコンプライアンス意識の強化及び教育
- ・役員の経費支出までのプロセス及び支出金額の妥当性のチェックに関する改善及び強化
- ・内部監査の強化

当社は、当該不正行為により、お客さま、株主・投資家の皆様、お取引先様をはじめとして、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを厳粛に受け止め、管理体制及び内部統制システム強化による再発防止に取り組むとともに、取締役及び執行役員体制の充実を速やかに行い、信頼回復と共に企業価値向上に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（令和元年9月30日現在）

当社は「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンを掲げ、その実現に向け、「One to One health & beauty-care.」という事業領域において、化粧品、健康食品及び医薬品の商品開発、販売を行っております。当社は、上記のビジョンに基づき、お客さまが抱える美と健康に関するお悩みにお応えすることをめざし、通信販売を主軸に各販売チャネルを通じて事業を展開しております。また、コールセンターのコミュニケーターや直営店舗のビューティーアドバイザーは、お客さまのニーズやお悩みに合わせ、お客さま一人ひとりに合った商品のご提案と様々なサポートを行っております。お客さまとの取引の中で、お電話やオンラインショップでお客さまから直接頂いた生の声や商品購入実績等の情報は、当社のデータベースに蓄積し、厳正に管理しています。当社では、それらの情報を活かしながら、お客さまのニーズや嗜好にマッチした商品開発、サービス提供を行っています。

販売チャネルごとの取扱商品や事業内容は以下のとおりであります。

① 販売チャネル

(a) 通信販売

スキンケア、ベースメイク、ヘアケア等の化粧品、健康食品及び医薬品を通信販売で国内の個人のお客さまへ販売しております。テレビや新聞、雑誌等のメディアへ出稿している広告等を見てお問い合わせいただいた方々に対し、自社及び外部委託をしているコールセンターのコミュニケーターにて注文を受けるとともに、コールセンターより商品の提案と様々なサポートを行っております。通信販売では、お客さまに商品を長くご利用いただくために「お買いものサービス」を提案しております。同サービスの中でも、「定期購入サービス」は、ご注文いただいた商品を定期的に販売するサービスで、累計購入金額に応じて設定されるステージ毎に、定期購入割引価格にて商品を販売しております。

化粧品、健康食品及び医薬品の各商品は、お電話だけでなく、当社のオンラインショップでの販売も行っております。また、オンラインショップでもお問い合わせをいただけるように対応しております。ご注文いただいた商品は、物流部門で梱包・出荷を行い、全国のお客さまへ販売しております。

(b) 直営店舗販売・卸売販売

化粧品及び健康食品を百貨店やショッピングセンターへ出店している直営店舗での対面型販売、GMS(※1)やバラエティショップ、販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。全国の直営店舗では、専門のビューティーアドバイザー

が専用のアプリケーションを使用して、肌診断やカウンセリングを実施し、お客さまのお悩みに合わせた商品の提案を行っております。

(c) 海外販売

海外販売については、平成28年に台湾市場で通信販売を開始しました。その後、平成30年に香港市場で店舗販売、中国市場で越境EC、タイ市場及びシンガポール市場で店舗販売を展開しております。海外販売は、海外代理店を通じて、店舗やEC等にて販売しております。

※1 General Merchandise Store（総合スーパー）

② 取扱い商品

当社が取り扱っている主な商品及びブランドは、次のとおりです。

(a) 化粧品

化粧品は、平成12年に基礎化粧品の通信販売を開始し、平成18年5月にオールインワン化粧品「ラフィネ パーフェクトワン」の販売を開始いたしました。現在、当社の基礎化粧品は、ブランド名を「PERFECT ONE」へ、リブランディングし、オールインワン美容液ジェル、化粧水、クレンジング・洗顔等をシンプルスキンケア商品として展開しております。化粧品については、当社で企画立案し、製造委託会社にて製品化、物流センターから全国のお客さまへ出荷しております。また、直営店舗や取扱店でも販売しております。

主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地の6役を1品で果たすシンプルスキンケア商品として、現在では機能や使用感の異なるタイプをラインナップし、販売しております。

(b) ヘルスケア

栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするために、健康食品や医薬品を展開しております。ヘルスケア商品についても、化粧品と同様に、当社にて商品の企画を行い、製造委託会社にて製品化、物流センターから全国のお客さまへ出荷、販売しております。

健康食品の朝イチスッキリ！シリーズでは、人々の健康志向が高まる中、日頃の野菜不足が気になる方のために、国産素材20種類と乳酸菌、酵素をバランス良く配合した青汁

である「朝イチスッキリ！青汁サラダプラス」を販売しております。また、ひざ関節の曲げ伸ばしや柔軟性をサポートする機能性表示食品「ロコアタックEX」、L-カルニチンと体感系サポート成分フォースリールなどを配合し、ダイエット時の栄養補給をサポートする「カルニチンフィーン」等の商品を販売しております。医薬品では、からだの内側から肌を整えて、イボ・肌あれに有効なヨクイニンから成分を抽出し、飲みやすい錠剤にした「新日本製薬の生薬 ヨクイニンエキス錠SH」等の商品を販売しております。

(8) 主要な営業所（令和元年9月30日現在）

名 称	所 在 地
本社	福岡県福岡市中央区大手門1丁目4-7
東京オフィス	東京都千代田区丸の内1丁目6-5 丸の内北口ビルディング23F
物流センター	福岡県福岡市博多区吉塚8丁目5-75
吉塚オフィス	福岡県福岡市博多区吉塚8丁目7-11
岩国研究所	山口県岩国市本郷町本郷275

(9) 従業員の状況（令和元年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
354名	7名減	36.5歳	5.9年

（注）従業員数には臨時従業員（嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（令和元年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	929百万円
株式会社西日本シティ銀行	179百万円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（令和元年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,611,300株 |
| (3) 株主数 | 6,375名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率（%）
山田 英二郎	5,405,000 株	25.01
山田 恵美	3,760,000 株	17.39
株式会社ラプリス	3,054,000 株	14.13
公益財団法人新日本先進医療研究財団	2,186,000 株	10.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,122,600 株	5.19
後藤 孝洋	890,000 株	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	441,400 株	2.04
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	308,800 株	1.42
八重樫 宏志	278,500 株	1.28
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	213,000 株	0.98

- (注) 1. 令和元年6月26日付の公募増資により、発行済株式の総数は、300,000株増加いたしました。
2. 令和元年7月29日付で第三者割当の方法により、みずほ証券株式会社に対して普通株式730,000株を新たに発行いたしました。
3. 自己株式の保有はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項（令和元年9月30日現在）

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（令和元年9月30日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後 藤 孝 洋	
取締役	福 原 光 佳	執行役員営業部部长
取締役	柿 尾 正 之	合同会社柿尾正之事務所 代表社員 株式会社コアフォース 社外取締役 株式会社ディーエムエス 社外取締役
常勤監査役	善 明 啓 一	
監査役	田 邊 俊	田邊法律事務所 代表弁護士
監査役	中 西 裕 二	中西裕二公認会計士事務所 代表 中西裕二税理士事務所 代表 株式会社エクスプレオ 代表取締役 株式会社ビューティ花壇 社外監査役

- （注） 1. 取締役柿尾正之氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役善明啓一氏、監査役田邊俊氏及び中西裕二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中西裕二氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 専務取締役八重樫宏志氏は、令和元年9月13日付で、辞任いたしました。なお、同氏の退任時の担当は執行役員経営企画部部长であります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	4（1）名	133（4）百万円
監査役（うち社外監査役）	3（3）名	20（20）百万円
合 計	7（4）名	154（24）百万円

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬限度額（取締役年額200百万円、監査役年額50百万円）の範囲内において決定しております。
2. 取締役の報酬額には、令和元年9月13日付けで辞任した取締役1名分を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額40百万円（取締役39百万円、監査役1百万円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役柿尾正之氏は、合同会社柿尾正之事務所の代表社員、株式会社コアフォースの社外取締役、株式会社ディーエムエスの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

監査役田邊俊氏は、田邊法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

監査役中西裕二氏は、中西裕二公認会計士事務所・中西裕二税理士事務所の代表、株式会社エクスプレオの代表取締役、株式会社ビューティ花壇の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	柿 尾 正 之	当事業年度開催の取締役会22回中22回に出席し、通信販売分野に関する豊富な経験と専門的見地から、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
監 査 役	善 明 啓 一	当事業年度開催の取締役会22回中22回に出席し、企業経営に関する豊富な実務経験と全社型の品質管理に従事した豊富な経験と専門的見地から、適宜発言するなど、その役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査役会18回中18回に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	田 邊 俊	当事業年度開催の取締役会22回中22回に出席し、弁護士の立場から企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、適宜発言するなど、その役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査役会18回中18回に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	中 西 裕 二	当事業年度開催の取締役会22回中22回に出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜発言するなど、その役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査役会18回中18回に出席し、適宜必要な発言を行っております。

③ 当社の不祥事等に関する対応の概要

当社は、当事業年度において当社元取締役による不正行為（当社元取締役が業務関連性のない支出を経費として当社に請求し、同支出相当額を当社より受領していた件）が発覚する事態が生じました。社外取締役である柿尾正之氏、常勤監査役である善明啓一氏、監査役である田邊俊氏及び中西裕二氏は、当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実の認識後は、当該事実の徹底的な調査及び再発防止を指示する等、その職責を果たしております。

5 会計監査人の状況（令和元年9月30日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等については、会計監査人により提示される監査計画の内容をもとに、監査日数等の妥当性を勘案し、監査役会の同意の上、取締役会で協議しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 決議の内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、平成30年6月の取締役会にて決議を行い、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a.当社は、取締役及び使用人(以下「役職員」という。)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、その遵守に努めております。
 - b.当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法務課が主体となってコンプライアンスに関わる取り組みの検討及び審議を行います。
 - c.当社は、法務課にコンプライアンス相談窓口、顧問先法律事務所に内部通報窓口(コンプライアンスヘルプライン)をそれぞれ設け、役職員に周知の上、運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。
 - d.役職員の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて、監査役あるいは監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a.取締役は、その職務執行に関わる情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。
 - b.当社は、「企業秘密管理規程」及び「個人情報管理規程」を定めております。特に、後者につきましても、JISQ15001に基づいた個人情報保護体制を敷いており、個人情報保護の徹底に努めております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、各組織におけるリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然の防止を図るとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を代表取締役社長に報告する体制を整えております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a.当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については、資料を準備し、付議事項の十分な検討ができるような体制の構築に努めております。
 - b.当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び責任を明確にし、取締役の業務執行が効率的に行われるように努めております。
 - c.当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- 当社では、監査役の実務がある場合、監査役の職務補助に専従する使用人を置くこととしております。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行った上で決定いたします。
- ⑥ 取締役及び使用人による監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを受けないことを確保するための体制
- a.当社の役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告するものとしております。
 - b.当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

-
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるすることができます。
 - b. 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。
 - c. 当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に関わる年次計画について事前に説明を受け、その際、追加監査の実施が必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。
 - d. 当社の監査役は、監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めることとしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制について維持、改善等を行い、体制の充実と有効性の向上を図ることとしております。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - (a) 当社の行動憲章、基本方針及び社内規程等に明文を設け、会社全体に周知徹底し、全社一丸となって反社会的勢力排除に取り組んでおります。
 - (b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。
 - b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - (a) 当社「行動憲章」及び「反社会勢力に対する基本方針」を定めることで、「反社会的勢力に対する基本姿勢」を明文化し、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、外部調査機関を用いた取引先の「反社会性」を検証し、取引上支障がないことを確認の上で、取引を開始するものとしております。
 - (b) 総務課を反社会的勢力対応部署、法務課を調査部署として位置づけ、相互に情報共有を行うものとしております。また、役職員が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し、周知を図っていくものとしします。
 - (c) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

(2) 体制の運用状況の概要

当社では、当事業年度に発覚いたしました元取締役による不正行為により、お客さま、株主・投資家の皆様、お取引先様をはじめとして、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを厳粛に受け止め、管理体制及び内部統制システムの運用の強化による再発防止に取り組んでおります。

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社では、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、それを具現化したものとして「コンプライアンス基本方針」を定め、その遵守を徹底しております。上記の基本方針を踏まえて、当事業年度におきましては、全社員を対象としたEラーニング形式のコンプライアンス研修、中間管理職を対象とした管理職研修及び役員を対象としたコンプライアンス研修を各階層別を実施し、各階層に求めるコンプライアンス知識の習得とコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、内部通報窓口(コンプライアンスヘルプライン)を設け、規程に基づいて適切に処理、運用しております。

② リスク管理体制に関する取り組みの状況

当社では、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、個々のリスクを認識し、その把握と管理に取り組んでおります。当事業年度におきましては、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を4回開催し、当社の経営並びに事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、あらためて評価・分析を行い、当該リスクに関する対応策の検討と進捗状況の把握に取り組んでおります。これにより、経営者と現場のリスクに対する認識の統一を図り、経営並びに事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、適切に管理しております。

③ 監査役の監査体制の状況

当社の監査役会は月1回の定時開催及び必要に応じて臨時に開催しており、会計監査人及び内部監査室とも定期的に意見交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席しており、特に常勤監査役につきましては、その他の重要な会議へ出席し、代表取締役との情報交換や社外取締役との意見交換を定期的に行うことで、監査の実効性向上を図り、当社の内部統制システム全般に対するモニタリングと、より効率的な運用についての助言を行っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

貸借対照表 (令和元年 9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	14,693	流動負債	4,544
現金及び預金	10,576	買掛金	416
売掛金	2,913	1年内返済予定の長期借入金	173
商品	964	未払金	2,297
貯蔵品	98	未払費用	159
前払費用	216	未払法人税等	848
その他	10	前受金	1
貸倒引当金	△87	預り金	13
		賞与引当金	201
固定資産	3,882	ポイント引当金	264
有形固定資産	2,140	返品調整引当金	39
建物	1,128	その他	128
構築物	12	固定負債	1,272
機械及び装置	5	長期借入金	936
車両運搬具	8	退職給付引当金	149
工具、器具及び備品	346	役員退職慰労引当金	150
土地	639	資産除去債務	34
無形固定資産	653	その他	1
ソフトウェア	632	負債合計	5,817
その他	20	純資産の部	
投資その他の資産	1,088	株主資本	12,757
投資有価証券	492	資本金	3,826
長期前払費用	7	資本剰余金	3,817
繰延税金資産	384	資本準備金	3,611
その他	203	その他資本剰余金	206
		利益剰余金	5,113
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	5,062
		繰越利益剰余金	5,062
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	18,575	純資産合計	12,758
		負債・純資産合計	18,575

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		33,570
売上原価		4,887
売上総利益		28,682
返品調整引当金繰入額		8
差引売上総利益		28,674
販売費及び一般管理費		25,809
営業利益		2,864
営業外収益		
受取配当金	4	
受取ロイヤリティー	5	
受取賃貸料	12	
その他	8	30
営業外費用		
支払利息	2	
為替差損	14	
投資有価証券評価損	50	
その他	0	66
経常利益		2,828
特別損失		
固定資産除却損	6	6
税引前当期純利益		2,822
法人税、住民税及び事業税	1,110	
法人税等調整額	△111	998
当期純利益		1,824

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	250	34	206	240
当期変動額				
新株の発行	3,576	3,576		3,576
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	3,576	3,576	－	3,576
当期末残高	3,826	3,611	206	3,817

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	50	3,591	3,642	4,133
当期変動額				
新株の発行				7,153
剰余金の配当		△353	△353	△353
当期純利益		1,824	1,824	1,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	1,470	1,470	8,624
当期末残高	50	5,062	5,113	12,757

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2	2	56	4,191
当期変動額				
新株の発行				7,153
剰余金の配当				△353
当期純利益				1,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	△0	△56	△57
当期変動額合計	△0	△0	△56	8,566
当期末残高	1	1	－	12,758

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～35年
構築物	10～20年
機械及び装置	6～10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、当事業年度末のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(4) 返品調整引当金

商品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績から将来返品されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	944	百万円
土地	639	//
計	1,583	百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	173	百万円
長期借入金	936	//
計	1,109	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 823 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,611,300株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年12月20日 定時株主総会	普通株式	353	350.0	平成30年9月30日	平成30年12月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年12月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 378百万円
- ② 1株当たり配当額 17.5円
- ③ 基準日 令和元年9月30日
- ④ 効力発生日 令和元年12月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 13,780株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	26百万円
未払事業税	45 //
賞与引当金	61 //
ポイント引当金	80 //
返品調整引当金	12 //
退職給付引当金	45 //
役員退職慰労引当金	45 //
資産除去債務	10 //
その他	57 //
繰延税金資産小計	386百万円
評価性引当額	1百万円
繰延税金資産合計	386百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
その他	△1 //
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産純額	384百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、設備投資に必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に出資証券等及び株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金には主に固定資産の取得を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化

等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。また、投資有価証券のうち、出資証券等及び非上場株式については、定期的に発行先の財務状況等を把握しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券のうち、上場株式について、四半期ごとに時価を把握するなどの方法により管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金繰・設備投資計画に基づく支払管理を行っているほか、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,576	10,576	—
(2) 売掛金(※1)	2,825	2,825	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2	2	—
資産計	13,404	13,404	—
(1) 買掛金	416	416	—
(2) 未払金	2,297	2,297	—
(3) 未払法人税等	848	848	—
(4) 長期借入金(※2)	1,109	1,109	—
負債計	4,671	4,671	—

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものであり、短期で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	令和元年9月30日
非上場株式	11
出資証券等	478

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 主要株主が議決権の過半数を所有している会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ラプリス	福岡市中央区	1	有価証券の保有及び運用等	(被所有) 直接 14.1	主要株主の資産管理会社	新株予約権（ストックオプション）の行使（注2）	3,149	—	—

- （注） 1. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 新株予約権行使は、平成28年2月29日開催の株主総会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	後藤孝洋	(被所有) 直接 4.1	当社代表取締役社長	新株予約権（ストックオプション）の行使（注2）	856	—	—
役員	八重樫宏志 (注3)	(被所有) 直接 1.2	当社専務取締役 (注3)	新株予約権（ストックオプション）の行使（注2）	266	—	—
役員	福原光佳	(被所有) 直接 0.2	当社取締役	新株予約権（ストックオプション）の行使（注2）	46	—	—

- （注） 1. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 新株予約権行使は、平成28年2月29日開催の株主総会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。
3. 八重樫宏志氏は、令和元年9月13日をもって当社取締役を辞任しており、上記内容は当事業年度の在任期間に係るものです。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額
590円37銭
- 1 株当たり当期純利益（注）
113円99銭

（注）当社は、平成31年3月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年11月12日

新日本製薬 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本 芳樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只隈 洋一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本製薬株式会社の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、事業報告に記載されていますとおり、当事業年度に元取締役による不正行為が認められました。監査役会では不正行為に対する再発防止策（2019年9月30日付）を確認しており、今後は内部監査室との協力により、実施された再発防止策の定着と中長期的な取り組みについて監視を行ってまいります。
上記を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、上述のとおり元取締役による不正行為が判明したことから、当該内部統制システムには、運用上の改善すべき点があると認めます。監査役会としては、当社において既に事実の原因究明が進められ、管理体制及び内部統制システム強化による再発防止策を確認しておりますが、今後も再発防止策の実施状況について継続的に注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年11月15日

新日本製薬株式会社	監査役会	
常勤監査役	善 明 啓	㊟
監 査 役	田 邊 俊	㊟
監 査 役	中 西 裕	㊟

以 上

PICKUP商品説明



パーフェクトワンは、「進化するシンプル」をコンセプトにコラーゲンとテクスチャーにこだわったスキンケアブランドです。

忙しい毎日を送るすべての人へ、毎日無理なく続けられるスキンケアを提案するため研究を重ねてきました。そうしてたどり着いた「必要なことだけをシンプルに考える」という発想。

無理なく、心地よく、シンプルでスマートな日々のお手入れを提案するブランド。

それがパーフェクトワンです。

■ 朝イチスッキリ！シリーズ



朝からスッキリと過ごすことで元気で健やかな毎日を送ることを提案した「朝イチスッキリ！シリーズ」。サラダ感覚で飲める「青汁サラダ」や、善玉菌でスッキリをサポートする「菌活習慣」など現在は5つの商品を「朝イチスッキリ！シリーズ」として販売しています。

■ 機能性表示食品



現在、新日本製薬では5つの機能性表示食品を販売しています。日々の暮らしの悩みに寄り添い毎日楽しく自分らしく過ごしていただくため、よりお客さまや社会のニーズに沿った商品提案を続けてまいります。

TOPICS

朝の新習慣を提案。2019年3月1日 パーフェクトワン ワンミニット発売



シンプルでスマートな選択を提案するパーフェクトワン ブランドから忙しい朝の新習慣として発売した「パーフェクトワン ワンミニット」は、シートマスク1枚で、洗顔^{※1}・導入液^{※2}・化粧水が完了。寝起きの肌にのせてそのまま1分。軽くふき取ったら洗顔から化粧水までが完了。

マスクをしたまま朝の準備もできます。

各種美容雑誌でも評価をいただきました。

※1：ふきとりによる ※2：角質層まで

台湾のビューティーアワードで複数商品が受賞

台湾の人気情報番組「女人我最大」が主催するビューティーアワードの美白乳霜カテゴリでパーフェクトワン 薬用ホワイトニングジェルが、抗老精華液カテゴリでパーフェクトワン SPクリアエッセンスが、保湿面膜カテゴリでパーフェクトワン ワンミニットが最優秀賞を受賞。

国外でも評価をいただいています。



オールインワンスキンケア市場No.1 3年連続獲得^{※2}



パーフェクトワンの主力商品「パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ」がオールインワンスキンケア市場において2016年ー2018年の3年連続で国内売上No.1^{※1}を獲得。2006年の発売以来、多くのお客さまにご支持をいただいてまいりました。2019年3月には累計販売個数5,000万個を突破^{※2}いたしました。

※1：富士経済「化粧品マーケティング要覧2017/2018/2019」（モイスター部門およびオールインワン部門／メーカー、ブランドシェア2016/2017/2018実績）

※2：パーフェクトワン オールインワンジェルシリーズ累計販売実績2006年5月～2019年3月（ラフィネ パーフェクトワンシリーズ含む）

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡8階（彩雲の間）



ご案内

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。
- 地下からのホテルへの入口は、ご来場の時間によりご利用いただけない場合がございます。

● 交通のご案内

西鉄電車でお越しの場合

西鉄福岡(天神)駅中央口から連絡口(2、3F)

地下鉄でお越しの場合

市営地下鉄空港線天神駅 ▶ 6番出口から徒歩4分
市営地下鉄七隈線天神南駅 ▶ 3番出口から徒歩4分

JRでお越しの場合

JR博多駅 ▶ 市営地下鉄空港線 天神駅下車徒歩5分
▶ 天神行き西鉄路線バス(100円区間)

高速バスでお越しの場合

西鉄天神高速バスターミナル ▶ 降車場出入口から連絡口(4、5F)



この印刷物は、環境にやさしい
植物油インクを使用しています。
printed with vegetable oil ink



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。